

○福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

〔平成19年2月1日〕  
規則第7号

平成21年 5月 1日規則第 3号  
平成22年 3月31日規則第 1号  
平成24年 3月30日規則第 1号  
平成25年 3月29日規則第 1号  
平成29年 5月23日規則第 1号  
平成31年 3月29日規則第 1号

（趣旨）

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平22規則1・一部改正）

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

（平25規則1・一部改正）

（週休日の振替等）

第3条 条例第5条に規定する期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にあ

る勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

- 4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（平25規則1・一部改正）

（週休日、勤務時間の割振り等の明示）

第4条 任命権者は、条例第2条第4項の規定により職員の勤務時間について別の定めをし、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第5条 任命権者は、条例第7条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

（平22規則1・一部改正）

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第5条の2 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第7条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が定める期間において任命権者が定める時間及び月数

- (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用し

ない。任命権者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が定める場合も、同様とする。

- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（平31規則 一部改正）

第6条 任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（平25規則1 一部改正、平31規則 一部改正）

（育児を行う職員の早出遅出勤務）

第6条の2 条例第8条第1項第2号に規定するものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。

（平24規則1 追加、平25規則1 一部改正）

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第6条の3 条例第8条第1項の規定による請求（以下「早出遅出勤務請求」という。）は、当該早出遅出勤務請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書により行うものとする。

- 2 任命権者は、早出遅出勤務請求があった場合においては、公務の運営の支障の有無について速やかに当該早出遅出勤務請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に新たに公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになったときは、任命権者は、当該支障が生じる日の前日までに、当該早出遅出勤務請求をした職員に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、早出遅出勤務請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該早出遅出勤務請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

（平24規則1 追加、平25規則1 一部改正）

第6条の4 早出遅出勤務請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該早出遅出勤務請求はされなかったものとみなす。

- (1) 早出遅出勤務請求に係る子が死亡した場合
- (2) 早出遅出勤務請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該早出遅出勤務請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、早出遅出勤務請求をした職員が条例第8条第1項に規定する

職員に該当しなくなった場合

(4) 早出遅出勤務請求をした職員が当該早出遅出勤務請求に係る子と同居しないこととなった場合

- 2 早出遅出勤務開始日から早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該早出遅出勤務請求は、その該当することとなった日を早出遅出勤務期間終了日とする請求があったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第1項各号のいずれかに該当することとなった旨を育児又は介護の状況変更届により任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（平24規則1・追加）

（介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第6条の5 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第8条第2項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該早出遅出勤務請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該早出遅出勤務請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（平24規則1・追加、平25規則1・一部改正）

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第6条の6 条例第9条第1項に規定する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（条例第9条第1項の深夜をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により条例第9条第1項の規定による請求（以下「深夜勤務制限請求」という。）に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者でないこと。
- (4) 産後8週間を経過しない者でないこと。

（平24規則1・追加、平25規則1・一部改正）

第6条の7 条例第9条第1項に規定する請求（以下「深夜勤務制限請求」という。）は、当該深夜勤務制限請求に係る1の期間（1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに、深夜勤務制限請求書により行うものとする。

- 2 任命権者は、深夜勤務制限請求があった場合においては、公務の運営の支障の有無について、速やかに、当該深夜勤務制限請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知をした後、新たに公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなったときは、任命権者は、当該支障が生じる日の前日までに、当該深夜勤務制限請求をした職員に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、深夜勤務制限請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものの状況等について確認する必要があると認めるときは、当該深夜勤務制限請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。
- 4 深夜勤務制限請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合に

において、子が出生する前に深夜勤務制限請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

（平24規則1・追加、平25規則1・一部改正）

第6条の8 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該深夜勤務制限請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 深夜勤務制限請求に係る子が死亡した場合
- (2) 深夜勤務制限請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該深夜勤務制限請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、深夜勤務制限請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- (4) 当該深夜勤務制限請求をした職員が当該深夜勤務制限請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 深夜勤務制限開始日から深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該深夜勤務制限請求は、その該当することとなった日を深夜勤務制限期間終了日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届により、第1項各号のいずれかに該当することとなった旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（平24規則1・追加）

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第6条の9 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第9条第4項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該深夜勤務制限請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該深夜勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（平24規則1・追加、平25規則1・一部改正）

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第6条の10 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求（以下「時間外勤務制限請求」という。）は、当該時間外勤務制限請求に係る1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、時間外勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 任命権者は、時間外勤務制限請求があった場合においては、条例第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該時間外勤務制限請求をした職員に対し、通知しなければならない。

3 任命権者は、当該時間外勤務制限請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変

更することができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、時間外勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

（平24規則1・追加、平25規則1・一部改正）

第6条の11 時間外勤務制限請求がされた後時間外勤務開始日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該時間外勤務制限請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 時間外勤務制限請求に係る子が死亡した場合
  - (2) 時間外勤務制限請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該時間外勤務制限請求をした職員の子でなくなった場合
  - (3) 当該時間外勤務制限請求をした職員が当該時間外勤務制限請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合には、当該時間外勤務制限請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
  - (2) 当該時間外勤務制限請求に係る子が、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、育児又は介護の状況変更届により第1項各号のいずれかに該当することとなった旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（平24規則1・追加）

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第6条の12 前2条（前条第1項第3号並びに同条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、条例第9条第4項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第6条の10第1項中「第9条第2項又は第3項」とあるのは「第9条第4項」と、「ものとする。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「第9条第2項又は第3項」とあるのは「第9条第4項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該時間外勤務制限請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該時間外勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（平24規則1・追加、平25規則1・一部改正）

（時間外勤務代休時間の指定）

第6条の13 条例第9条の2第1項に規定する期間は、福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「給与

条例」という。）第10条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第9条の2第1項の規定による時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第10条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第10条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）

当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第10条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第9条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、時間外勤務代休時間の指定に関しては、条例第9条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、別に定める。

（平22規則1・追加、平24規則1・旧6条の2繰下、平25規則1・一部改正）

（代休日の指定）

第7条 条例第11条第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、代休日の指定の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（平22規則1・一部改正）

（年次休暇の日数）

第8条 条例第13条第1項第1号に規定する日数は、20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に条例第2条第2項の規定により定められた短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

（平25規則1・一部改正）

第9条 条例第13条第1項第2号に規定する日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。以下「基本日数」という。）
- (2) 当該年において特別職職員等（条例第13条第1項第3号に規定する特別職職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 特別職職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 条例第13条第1項第3号に規定するものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 前号に掲げる法人のほか、広域連合長がこれらに準じる法人であると認めるもの

3 条例第13条第1項第3号に規定する職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に特別職職員等になり、引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第13条第1項第3号に規定する日数は、20日に当該年の前年における年次休暇（年次休暇に相当する休暇を含む。以下この項及び次項において同じ。）の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

6 任命権者は、前各項及び次条の規定により難い事情があると認めるときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。



（平25規則1・一部改正）

第10条 前2条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用職員の当該採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

（年次休暇の繰越し）

第11条 条例第13条第2項に規定する日数は、1の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、広域連合長が別に定める基準による。次項において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項第1号及び第2号に掲げる職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数を超えない範囲内の残日数とする。

(1) 条例第13条第1項第1号に掲げる職員 別表第2に掲げる勤務年数（1月1日現在の年数とし、1年未満の期間は切り捨てる。）に応じた日数

(2) 条例第13条第1項第2号に掲げる職員 10日

3 前2項の規定により繰り越した年次休暇がある場合においては、当該繰り越した年次休暇から先に受けるものとする。

（年次休暇の単位）

第12条 年次休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 半日を単位として使用した年次休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとし、当該時間数を日に換算する場合には、次項の規定による。

4 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次のアからウまでに定める時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分

イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分

（平25規則1・一部改正）

（病気休暇）

第13条 病気休暇の期間は、90日以内とする。

2 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは1時間を単位とすることができる。

（平25規則1・追加）

（特別休暇）

第14条 条例第15条に規定する場合は、別表第3各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

2 別表第3の特別休暇の期間の欄中、特に定めるものを除くほか、時間数、日数、週数、月数

及び年数中には、休憩時間、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

（平25規則1・旧13条繰下）

（介護休暇）

第15条 条例第16条第1項に規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 祖父母及び兄弟姉妹で職員と同居しているもの
- (2) 職員又は配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で広域連合長が定めるもの

2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

（平25規則1・旧14条繰下）

（病気休暇の承認）

第16条 任命権者は、病気休暇の請求について、条例第14条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（平25規則1・追加）

（特別休暇の承認）

第17条 条例第17条に規定するものは、別表第3第8号、第9号及び第18号に規定する休暇とする。

2 任命権者は、特別休暇（前項に規定するものを除く。第19条第1項及び第20条第1項において同じ。）の請求について、別表第3各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると認められる場合は、この限りでない。

（平25規則1・一部改正・旧15条繰下）

（介護休暇の承認）

第18条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（平25規則1・旧16条繰下）

（年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の請求等）

第19条 年次休暇を取得し、又は病気休暇、特別休暇若しくは介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において年次休暇にあつては届出をし、病気休暇、特別休暇又は介護休暇にあつては承認を求めることができる。

2 病気休暇の請求は、医師の診断書を付して任命権者に対し行わなければならない。

3 別表第3第8号、第9号及び第18号に規定する休暇の請求は、あらかじめ休暇票に記入して任命権者に対し行わなければならない。ただし、出産したときは、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

（平25規則1・一部改正・旧17条繰下）

（休暇の承認の決定等）

第20条 前条の規定による請求があった場合においては、任命権者は、年次休暇に係るものにあつてはその請求に係る時季を変更するかどうか、病気休暇、特別休暇及び介護休暇に係るものにあつてはこれを承認するかどうかを速やかに決定するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（平25規則1・一部改正・旧18条繰下）

（報告）

第21条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（平25規則1・旧19条繰下）

（その他の事項）

第22条 この規則に規定するもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（平25規則1・旧20条繰下）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第5条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

別表第1（第9条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第11条関係）

勤務年数	日数
1年	11日
2年	12日
3年	14日
4年	16日
5年	18日
6年以上	20日

別表第3（第14条関係）

休暇を受ける事由	期間
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年において5日以内
(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する10日以内
(6) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合及び女性職員が出産してから8週間を経過しない場合	その都度必要と認める期間
(7) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日に1時間（ただし、2回に分ける。）
(8) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	出産に係る入院等をした日から出産後2週間以内の期間において2日以内（1日又は1時間単位）
(9) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日以内（1日又は1時間単位）
(10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が別に定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日以内（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日以内）（1日又は1時間単位）
(11) 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障が	一の年において5日以内（要介

ある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の任命権者が別に定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合		護者が2人以上の場合にあつては、10日以内（1日又は1時間単位）
(12)職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	連続する10日以内
	父母	連続する7日以内
	子	連続する5日以内
	祖父母	連続する3日以内（職員が代襲相続をする場合にあつては、連続する7日）以内
	曾祖父母	1日以内（職員が代襲相続をする場合にあつては、連続する7日以内）
	孫	連続する3日以内
	兄弟姉妹	連続する3日以内
	おじ又はおば	1日以内（職員が代襲相続をする場合にあつては、連続する7日以内）
	父母の配偶者又は配偶者の父母	連続する3日以内（職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する7日以内）
	子の配偶者又は配偶者の子	連続する3日以内（職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する5日以内）
	孫の配偶者	1日以内
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日以内（職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する3日以内）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	連続する2日以内（職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する3日以内）	
おじ又はおばの配偶者 配偶者のおじ又はおば	1日以内	
(13)職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。		一の年において1日以内
(14)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合		一の年の6月から10月までの期間内における週休日、条例第9条の2第1項の規定により割

		り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて5日以内
(15)地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。		その都度必要と認める期間
(16)地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の不可抗力の原因により、職員が出勤することが著しく困難な場合又は職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		その都度必要と認める期間
(17)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により交通を制限され、又は遮断された場合		その都度必要と認める期間
(18)公務又は通勤により疾病にかかり、又は負傷し、療養を要する場合		3年以内でその都度必要と認める期間
(19)学校教育法に定める大学の通信教育の面接授業を受講する場合		その都度必要と認める期間
(20)妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある程度に及ぶ場合		1日1時間以内
(21)妊娠中又は出産後1年以内に女性職員が保健指導等を受ける場合		妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき必要と認める期間
(22)職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務をしないことが相当であると認められる場合	年齢が満50歳に達する職員	当該年齢に達する年度において週休日、条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く連続する2日以内
	年齢が満45歳に達する職員	当該年齢に達する年度において週休日、条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務

		代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く連続する5日以内
	年齢が満35歳に達する職員	当該年齢に達する年度において週休日、条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く連続する2日以内
(23) その他広域連合長が特に必要と認める場合		当該事項につき、最小限必要と認める期間

（平成21規則3・平成22規則1・平成24規則1・平成25規則1・平成29規則1・一部改正）